

## 後期高齢者対象の歯科健康診査



高齢者の口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯科健康診査を実施します。

### ●対象者

後期高齢者医療制度の被保険者のうち次に該当する方

- ・昭和23年4月1日～昭和24年3月31日生まれの方
- ・昭和18年4月1日～昭和19年3月31日生まれの方
- ・昭和13年4月1日～昭和14年3月31日生まれの方

※対象となる方には、茨城県後期高齢者医療広域連合から8月下旬頃に「歯科健康診査のご案内」が郵送されます。実施医療機関等、詳細はそちらをご覧ください。

●受診期間 9月1日(日)～12月31日(火)※1年度1回

●受診費用 無料ですが、健診に引き続き治療を行う場合、別途料金がかかります。

■問合せ 茨城県後期高齢者医療広域連合事業課保健事業係 ☎029-309-1212

現況届・所得状況届を出しましょう

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当

### ■児童扶養手当とは？

離婚・死亡・遺棄等の理由で、父または母と生計を共にしていない児童の健やかな成長と生活の安定、自立を促進するための手当です。

◎手当支給月額 (令和6年4月から手当の額が改定されました)

対象児童数	全部支給	一部支給 (受給者の所得に応じて)
1人	45,500円	10,740円から45,490円
2人	上記金額に10,750円を加算	上記金額に5,380円から10,740円を加算
3人以降	児童1人増すごとに上記金額に6,450円を加算	児童1人増すごとに上記金額に3,230円から6,440円を加算

### 現在、児童扶養手当の認定を受けている方へ



毎年8月末日までに、「**現況届**」を提出していただきます。なお、現況届はご自宅に送付しますので、必要事項を記入のうえ、必要な書類とともに提出してください。

※所得制限により手当の支給が停止されている方も必ず届を出してください。

※未提出の場合、11月分以降の手当の支給を受けられなくなります。また、2年間この届を出さないと資格を失い、再度認定申請が必要になりますので、ご注意ください。

### ■特別児童扶養手当とは？

精神、知的または身体に一定の障がいがある20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的とした手当です。

### 現在、特別児童扶養手当の認定を受けている方へ



毎年8月中旬から9月中旬までに、「**所得状況届**」を提出していただきます。なお、届出用紙はご自宅に送付しますので、必要事項を記入のうえ、必要な書類とともに提出してください。

※所得制限により手当の支給が停止されている方も必ず届を出してください。

※未提出の場合、8月分以降の手当の支給を受けられなくなります。また、2年間この届を出さないと資格を失い、再度認定申請が必要になりますので、ご注意ください。

◎問合せ・窓口 児童扶養手当 教育委員会子育て支援課 ☎029-885-0340(内)231  
特別児童扶養手当 役場福祉介護課 ☎029-885-0340(内)112